平成２７年（フ）第８０７号
愛知県春日井市神屋町654番地301
債務者　野木　悦子
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６２２号
愛知県春日井市美濃町１丁目77番地　グリーンベル味美403号
債務者　大森美矢子
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６８９号
名古屋市緑区太子１丁目194番地　東丘住宅301号
債務者　Ｎｏｒｉ’ｓ　ｗｏｒｋｓこと　藤井　規寿
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７３１号
愛知県半田市前崎東町65番地
債務者　三浦　康夫
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７３２号
愛知県半田市前崎東町65番地
債務者　三浦　友子
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３９８号
宮城県塩竈市玉川３丁目１番21号
債務者　遠藤　直美
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３０号
福島県いわき市鹿島町御代字柿境34番地　市営住宅10―７
債務者　田坂　健太
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２７年（フ）第６７号
長野県千曲市大字稲荷山3949番地８　サンフロラＳ101
債務者　関　　一
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第６９号
長野県上田市築地406番地１
債務者　成澤よき子
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第５１号
長野県飯田市松尾城5060番地１
債務者　松下日出子
1　決定年月日時　平成27年７月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第１６７号
滋賀県栗東市安養寺３丁目11番５―101号
債務者　浮田　智子
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１７９号
大津市大江５丁目15番11号　レイクハイツユリ105、前住所滋賀県草津市東草津３丁目11番32号メゾンド・ファミール106号
債務者　田中　　昇
1　決定年月日時　平成27年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１８０号
大津市大萱１丁目18―12パンション宮本406、住民票上の住所滋賀県草津市南笠町746番地１
債務者　黒田工務店こと　黒田　　彰
1　決定年月日時　平成27年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１８２号
大津市浜町８番19号
債務者　川合こずえ
1　決定年月日時　平成27年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６号
兵庫県加古川市別府町新野辺3103番地　ヴィレッタイナダ101号、従前の住所兵庫県明石市魚住町金ヶ崎1483番地の１　県住４棟144号
債務者　杉岡　一人
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１３９号
兵庫県加古川市加古川町中津531―１―102、住民票上の住所兵庫県加古川市加古川町寺家町377番地の１
債務者　杉岡　典子
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１８８号
兵庫県姫路市南畝町２丁目26番地双葉荘２―３
債務者　木村　　龍
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部